

このページは切り取り、枕崎市防災マップ(21ページ)へ貼りつけるか、ご家庭の目につく場所に掲示するなどしてご活用ください。

# 令和8年5月下旬(予定)より 気象の警報などが大きく変わります

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			



POINT! 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

POINT! 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります(特別警報の新設など)

POINT! 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

時間推移のイメージ

数日~ 1日前	<b>レベル1早期注意情報</b>	・災害への心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認する
半日~ 数時間前	<b>レベル2注意報</b>	・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する ・自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認する
数時間~ 3時間前	<b>レベル3警報</b>	・避難に時間がかかる <b>高齢者等は危険な場所から避難する</b> ・高齢者等以外の人も必要に応じて避難の準備や自主避難
2時間~ 0時間前	<b>レベル4危険警報</b>	・ <b>危険な場所から全員避難する</b> ※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了
災害発生	<b>レベル5特別警報</b>	・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況 ・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

へきりとり線

## 医療費助成制度のお知らせ

共通事項

- ・対象となるのは、保険診療が適用された入院・通院・調剤・訪問看護・柔道整復施術療養費です。
- ・保険診療外(検診料、予防接種、入院時の食事代等)や災害共済給付(スポーツ保険)を受けた場合は助成対象外です。
- ・社会保険の方で高額療養費および付加給付金がある場合は、先に高額療養費等の申請手続きをしてから決定通知書と領収書(原本)を提出してください。自己負担額から決定額を控除した額を助成します。
- ・診療月の翌月から申請できます(申請の期限は診療月から2年間)。
- ・助成金振込日が金融機関の休業日の場合は、前営業日の振り込みとなります。

### 重度心身障害者医療費助成制度

■問合せ・申請先

福祉課障害福祉係(11番窓口) TEL76-1197

対象者	・身体障害者手帳の1級または2級の方 ・知的指数35以下(療育手帳のA1、A2、B1の一部)の知的障害者の方 ・身体障害者手帳の3級で知能指数50以下の方 ・精神障害者保健福祉手帳の1級の方(入院分を除く) ※所得制限あり
支給方法	自動償還払い(医療機関で一旦自己負担分を支払い、後日市から登録口座に振込)
助成金振込日	・医療機関で支払いを行った月の概ね2カ月後の26日(例：1月に支払った分は3月に振込予定) ・福祉課で申請手続きをした場合は、申請した月の翌月26日
手続等	医療機関等の窓口で受給資格者証を提示してください。 ※受給資格者証を提示しなかった場合や県外の医療機関を受診した場合は、領収書等を持参のうえ、福祉課で申請手続きを行ってください。

### 子ども医療費給付制度

■問合せ・申請先

健康・こども課子育てサポート係(5番窓口) TEL73-5612

対象者	18歳に達する日以後、最初の3月31日までの子ども ※重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費助成対象者を除く
支給方法	現物給付(窓口での支払い不要)
受給者証の色	ピンク色
手続等	医療機関の窓口で受給資格者証を提示してください。 ※受給資格者証を提示し忘れた場合や県外の医療機関を受診した場合は、窓口で一旦お支払いいただき、領収書等を持参の上、健康・こども課で申請してください。
給付金振込日 ※窓口で支払った場合	健康・こども課に申請した月の翌月26日

### ひとり親家庭等医療費助成制度

■問合せ・申請先

健康・こども課子育てサポート係(5番窓口) TEL73-5612

対象者	・ひとり親家庭等の父または母及び児童(離婚、父または母の死亡・障害・生死不明・遺棄・拘禁・保護命令・未婚など) ・父母のない児童 ※児童が18歳に達する日以後、最初の3月31日まで(一定の障害がある児童は20歳未満まで)が対象です。 ※所得制限あり。重度心身障害者医療費助成対象者を除く。
支給方法	償還払い(医療機関で一旦自己負担分を支払い、後日市から登録口座に振込)
助成金振込日	健康・こども課に申請した月の翌月18日
手続等	受給資格者証、健康保険証、印鑑、医療機関の領収書等を持参のうえ、健康・こども課で申請してください。郵送での申請も受け付けています。

### マイナンバーカードを受給資格者証として利用できるようになりました

現在、医療費助成制度を利用するには、医療機関・薬局等の窓口で受給資格者証の提示が必要な場合がありますが、令和8年4月からは、「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム(PMH: Public Medical Hub)」に対応した医療機関・薬局等では、マイナンバーカード(マイナ保険証)1枚で受診が可能となりました。

PMHに対応している医療機関・薬局等は、デジタル庁のホームページから確認ができますので、受診する前にご確認ください。また、PMHに対応していない医療機関・薬局等では、引き続き受給資格者証の提示が必要となります。詳しくは、右の2次元コードよりデジタル庁HPをご確認ください。

### 対象となる医療費助成制度

更生医療費、育成医療費、療養介護医療費、肢体不自由児通所医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、子ども医療費



デジタル庁ホームページ  
(医療費助成オンライン資格確認の導入済み医療機関・薬局リスト)